

125

平成十四年七月五日提出  
質問第一二二五号

シツクハウスに対する救済措置に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

## シックハウスに対する救済措置に関する質問主意書

平成十四年六月二十六日の衆議院国土交通委員会の場で、シックハウス法案を遵守し、指定の建材を使用し、二十四時間換気等の措置を取った上で、建築物完成後、通常の状態で測定しホルムアルデヒド濃度が0.08PPMを超えた場合、入居者あるいは所有者に対する救済措置はあるのかどうか何度かお尋ねした。

ところが扇国土交通大臣の答弁は、一貫して「わからない」というものであった。そこでお尋ねする。

- 一 大臣答弁の「わからない」というご発言は、何がどうわからないという意味なのか。
- 二 先に述べた救済措置は、あるのか、ないのか。国の救済措置あるいは、国以外の救済措置の可能性、双方に関してお尋ねする。
- 三 先に述べた条件で仮にホルムアルデヒド濃度が0.08PPMを超えた場合、国はどのような措置を取るのか。

四 三沢政府参考人は、当日の委員会で先の質問に「なぜそういうことが起きたか、そういう原因をきちつ

と究明した上で、場合によっては、その規制値をさらに見直す必要があれば見直そうというふうに考えています」と答弁されている。どの程度の濃度オーバーの事例が発生した場合に見直すのか等、見直す場合の要件や手順をお示し願いたい。

右質問する。